

直接支払制度「集落協定の知恵袋」 (第1～6報 合体版)

直接支払制度「集落協定の知恵袋」第6報について

中山間地域等直接支払制度が創設されて、まもなく満2年を迎えようとしています。この間、高齢化による担い手の減少などを前にして何ができるのか、各地で真剣な話し合いが重ねられたことでしょう。

この知恵袋はそういった方々の力になれば、との思いで、各地のささやかな活動やアイデアを熱い想いとともに掲載し、多く皆様のヒントにさせていただけることを期待しながら、東京大学の小田切助教授と企画したものです。

この2年間を振り返ると、初めての制度のためのとまどいなど制度導入にあたっての課題もありましたが、それにもまして、農村の現実に直面し課題の大きさを再認識した2年でもありました。

従来からの話し合いを基本としてスムーズに協定が締結できたところや、制度をきっかけにして地域に新たな活動が芽生えたところ、反対に、高齢化集落などを中心に5年間に対する不安から締結を見送ったところなど、様々な地域に接することとなりました。

それらの事例に接する中で、改めて、直接支払制度ができたから農村の活性化が図られるのではなく、農村を活性化しようとする強い意欲があっはじめて直接支払制度が生きてくるのではないかと、感じているところです。

さて、第6報を出すにあたっては、これまでの視点(=協定をどう結ぶのか、どんな活動をするのか)の軸足を少し変えて、協定締結以降どのような活動が展開されているのかにポイントをあてて事例を追加しました。事例に含まれている、ノウハウやヒントを共有することで少しでも活動の参考になればと考えるからです。

最後に、知恵袋の約束「一つ知恵を使ったら、一つ知恵を投げ込む」という気持ちで、各地の生の声を紹介していただきますようよろしくお願いいたします。

山口県農村振興課長 高木邦生

平成14年3月1日

山口県農林部農村振興課

小田切 徳美(東京大学)

「知恵袋」は、山口県庁ホームページに掲載しています。
ホームページアドレス <http://www.nourin.pref.yamaguchi.jp>
交流広場からお入りください。

第6報において新たに追加した「知恵」(事例)には を付けています。
名前のない情報文は、事務局の作成です。

事務局連絡先

山口県農林部農村振興課農村地域対策班主任(中山間担当)

Tel 083-933-3350 Fax 083-924-5882

東京大学大学院小田切研究室：Tel/Fax 03-5841-5322

直接支払制度「集落協定の知恵袋」第5報について(H13.3.26)

「集落協定の知恵袋」を作成し、山口県農林業情報システムHPに掲載し半年が経過しました。県内はもとより県外からも反響があり、他県では各市町村に配布されたところもあると聞いております。今後とも県内や県外の「知恵」を集め、より充実したものにしたいと考えています。

平成13年度においても、この「知恵袋」を御活用いただき、新たな集落協定の締結と既に締結された協定内容の充実について、集落での話し合い活動を続けていただきたいと考えております。一から新しい取組みを始めるという視点に立つのではなく、今まで集落において取り組んできた活動を基礎に協定を結び、地域・集落をより良くするために自分たちの集落で何をしていくのかを毎年話し合い、「やれることをふくらませてゆく」ことと理解してもらえば進めやすいと考えます。

また、交付金に対する課税の問題は、集落重点主義を損なわないような取扱いを求めていきたいと思っております。

この「知恵袋」に掲載した事例は、「先発事例」とであると位置づけております。

「先発事例」とは、はるか先に行ってしまったという感のある「先進事例」とは異なり、結果はどうなるか分からないが、勇気ある一歩を踏み出し、他の地域よりも一歩先を行った事例という意味です。後に続く集落の新たな一歩を期待したいとの思いからこう呼んでいます。

この知恵袋のルールである「知恵を一つ取り出したら、一つ知恵を投げ込む」という原則に従い、先発事例、悩み等何でも結構です、是非、書き込みをお願いします。お待ちしております。

山口県農村振興課長 松 永 正 実

直接支払制度「集落協定の知恵袋」第4報について(H12.12.4)

「集落協定の知恵袋」を作成し、山口県農林業情報システムHPに掲載し約3ヶ月が経過しました。県内はもとより県外からも反響があり、他県では各市町村に配布されたところもあると聞いております。今後とも県内や県外の「知恵」を集め、より充実したものにしていきたいと考えています。

11月末で集落協定の認定が終了しました。

本年度の協定締結推進に関しましては、市町村や関係団体、県出先機関の職員の方、また、集落での推進に当たられたリーダーの皆様方には、多大な御尽力をいただきありがとうございました。

話し合いの過程でいろいろな悩みやアイデアが出されたことと思いますが、「集落機能の低下」が見られる本県中山間地域集落においては、この話し合い活動の復活と回数を重ねることこそ地域活性化への重要なポイントであると考えています。

これから集落協定の実践が本格化することとなりますが、一から新しい取組みを始めるという視点に立つのではなく、今まで集落において取り組んできた活動を基礎に協定を結び、この知恵袋も御活用いただきながら、地域・集落をより良くするために自分たちの集落で何をしていくのかを毎年話し合い、「やれることをふくらませてゆく」ことと理解してもらえば進めやすいと考えます。

既に、協定を結ばれた集落の皆さんはもとより、来年度以降の協定締結に向けて検討してられる集落におきましても、新たに加えた「知恵袋」の事例も参考に、集落での話し合いを行っていただければ幸いです。

最後に、この知恵袋のルールである「知恵を一つ取り出したら、一つ知恵を投げ込む」という原則に従い、現地の事例、悩み等何でも結構です、是非、書き込みをお願いします。お待ちしております。

山口県農村振興課長 松 永 正 実

「知恵袋」第3報の発行にあたって(平成12年11月2日)

10月下旬、私達は再び山口県内の中山間地域を歩きました。

そこで出会った事例も、今までと同様に多くのことを教えてくれました。

それらの詳細は、本報にも現場から直接書き込んでいただいておりますが、例えば「地滑り地帯」であるために、集落の居住条件にさえも影響しかねない耕作放棄地の解消に向けて立ち上がった集落、あるいは耕作放棄地の活用方法として、棚田放牧にチャレンジし始めた農業者などを知ることができました。

前者の集落では、いままでは、耕作放棄の問題は、集落の寄り合いの場でもなかなか問題提起できなかつたとのことでした。おそらく集落の皆さんは、誰もが「なんとかしなくてはいけない」と思いつつ、他方で同時に誰もが「いつ自分が農地を荒らしてしまうかもしれない」という不安の中で、動くに動けない状況が続いていたのだと思われます。それが、今春からの集落協定の話し合いにより、「とりあえず、集落として何とかしよう」「その具体的な方法は走りながら考えよう」と、小さいながら確実に新たな歩みを始めたことが大変印象的でした。また、「皆さんの試みに行政や研究が何ができるのか」という私達の問いに、ためらいなく「現場の知恵こそ重要だ」と応えた区長さんの言葉も忘れられません。

こうした事例に、いつもながら、私達は大いに励まされています。そして、このような「現場の知恵」と「エネルギー」を、私達の密かな感動とともに、出来るだけ多くの地域リーダー、地域マネージャーの方々にお伝えしたいというのが、「知恵袋」の原点であり、いまでも少しも変わらない思いであります。8月の第1報、9月の第2報と同様に、出来るだけ多くの地域で、この第3報が活用されることを心より望んでおります。

尚、今回は、広島県をはじめとする県外の事例を沢山加えることができました。それらは、各県の担当者の方が、それぞれ出会った「知恵」を、山口県農林部のHP上の「掲示板」にわざわざお書き込みいただいたものであります。地域の垣根を越えたこうした交流が、今回のこの制度を契機として進み出したことも、大いに嬉しく思っています。農水省による『地域の知恵が活かしている取組・推進事例』(農水省HP上で公開)も含めて、肝心なことは、伝える者は誰であっても、草の根からの情報を、少しでも多く、少しでも力強く、情報発信することだろうと思います。

今始まったこうした草の根からの情報発信、そして地域の水平的連携こそが、中山間地域におけるボトムアップによる政策形成や地域の政策参加の道を保証するものと思われます。そして、それこそが新たな農業・農村政策のあるべき方向と確信しております。

「集落協定のあり方」から「農業・農村政策のあり方」まで、様々な意味を込めて、各種の「袋」を少しでも大きなものにしていく「知恵袋運動」への参加を、あらためて皆さんに呼びかけます。

東京大学大学院助教授 小田切 徳美

「知恵袋」第2報の発行にあたって(平成12年9月20日)

「知恵袋」を公表してから約1ヶ月が経ちました。

この間、これを掲載したインターネット上の「交流広場」(山口県農林業情報システム)には、約2000人(重複なし)からの延べ約1万回もの接続があったとお聞きして、私達はあたらめて中山間地域等直接支払い制度への関心の高さを実感しています。

「交流広場」への書き込みで最も多かったのは、中山間地域等直接支払制度の適用をめぐる現場からの重たい悩みでした。団地設定の問題、集落と協定範囲、集落協定と集落営農、そして集落協定の管理主体等、たくさんの地域から多様な課題が寄せられました。それらへの対応方向の一部は、この「知恵袋」でも取り上げていました。しかし、そうした問題提起のすべてにお応えし、またお役にたつものではありませんでした。その点で、この「知恵袋」には、まだまだ膨らみが欠けていると、率直に感じています。いろいろな方のご協力を得ながら、県内外の中山間地域を改めて丁寧な歩くことが求められているようです。

しかし、同時に、「知恵袋」の先発事例が持つエネルギーへの共感もまた、いろいろな形で私達のところへ寄せられました。「集落協定から集落営農へ、さらに集落活性化へ」という方向に向けて、いくつかの「知恵」を出し合いながら走り出しているエネルギーを少なくない方々が共有していただいたと密かに確信しています。

そうしたことから、「袋」として膨らみは大きくはないものの、敢えて「知恵袋」第2報をお届けしたいと思います。特に、集落協定づくりの入り口で逡巡している地域のリーダーや地域マネージャー（行政、普及センター、農協等）の方々に先発地域のエネルギーとそれがもたらした「知恵」に触れていただきたいとの思いで作成したものです。

第1報と同様に、様々な形で活用を願うと同時に、この「袋」への新たな「知恵」の投げ入れを心より期待しています。

東京大学大学院助教授 小田切 徳美

「知恵袋」の発行にあたって（平成12年8月24日発行の「第1報」）

今、中山間地域の多くの集落では、直接支払い制度の集落協定締結のための話し合いに取り組んでいます。本年度から適用されるこの制度は、導入初発期ということもあり、十分な取り組みの余裕が無い地域も多く見られます。しかし、他方では、この制度の活用をめぐるっては、素晴らしいアイデアが、着実に生まれてきています。

山口県のいくつかの中山間地域を、行政担当者としてまた研究者として踏査した私達には、むしろそうした中山間地域のたくましさ強く印象に残りました。おこがましくも地域の方々を励ますつもりで出かけたにもかかわらず、逆に励まされたのが現実です。そこで、あたかも地域から湧き出てくるかのようなこうした「知恵」や「エネルギー」を、県内外で活躍する地域リーダー、それを支える地域マネージャーの方々に伝えることができないか、そしてどこでも湧き出しつつある「知恵」の更なる飛躍の参考に供することは出来ないかとの思いで、このメモの作成を思い立ちました。

こうして作り始めたメモを、あえて『知恵袋』と名づけたのは、私達が感銘した地域の英知を詰め込んでおく「袋」を作らなくてはならないとの思いと同時に、この「袋」を「知恵」や「エネルギー」であふれんばかりのものにしたいという思いがあるからです。地域のたくましさへの畏敬の念と、少しばかりの私達の意気込みは、「袋」という語感に最もフィットしています。

今回の直接支払い制度は、集落・地域の人々がそこで生き抜き、農地を保全していくことの意味を改めて考え、そのために新たな一歩を踏み出す重要な糸口となる可能性を持っています。したがって、例えば仮に、「5年間の協定期間は長すぎる。そんな先のことはわからない」というあきらめ感から、話し合いさえ始めることができないような集落があれば、是非この「知恵袋」からひとかけらの「知恵」を取り出し、集落協定締結のために活用していただきたいと思います。

しかし、言うまでもなくこの制度は、中山間地域の活性化のひとつの手段にすぎません、従って、集落協定の締結自体を地域の目標とすることはおかしなことです。これを、取り違えて、「集落協定を作って金さえもらえば良い」と考えている地域に、この「知恵袋」を使って欲しいとは私達は思いません。その点で、この袋を開ける方は、袋の中の「知恵」と同時に、先発事例がいつも放っている熱い思いとエネルギーをも同時に受け取っていただきたいと思います。そして、直接支払制度を活用する目的、つまり地域の目指すあるべき方向まで、議論を深めていただきたいと希望しています。

この「知恵袋」はご覧のように、今は本当にささやかなものです。しかし、インターネットをはじめとする様々な手段を利用して、この袋を大きく、そして奥深いものへと皆さんの力で育てて欲しいと願っています。袋の中の「知恵」をひとかけら使った方は、いつかは必ず別の「知恵」を投げ込むという気持で、この企画におつき合いいただければ幸いです。

東京大学大学院助教授 小田切 徳美

・集落協定の範囲をめぐって

《本項のポイント》 - 大きくまとめ「ロマン」を語ろう -

この直接支払い制度は、面積当たりの助成金である点に特徴があります。そのことは、対象農地面積が大きくなるほど助成金総額が大きくなるという単純な事実を意味します。したがって、複数の集落をまとめ、対象農地面積が大きな集落協定では、助成金の使い道を語る際の「ロマン」もまた大きく膨らむこととなることでしょう。その点を教えてくれた事例が、大分県の< - 4 >です。同様に、山口県でも< - 1 >のように、それを町の基本的方針とする地域も生まれています。そこでは16集落をも包摂する< 1 - 3 >のような挑戦も始まっています。また町の方針によらず< - 2 >のような事例もあります。

ただし集落を超えた広域的活動は時として、集落の結集力を阻害することもあります。新潟県の< - 5 >のような集落と広域の使い分けが必要な地域もありそうです。

<知恵 - 1> 山口県A町の事例 - 基本方針としての広域的対応 -

A町内には136集落があり、町ではそのすべてを集落協定締結の対象とする方針を掲げている。しかし、「小さな集落単位ではこの制度は活かない」との町長の思いから、136の集落協定を作るのではなく、水系の一体性や出入り作の状況により、複数の集落単位での協定締結を原則として、26地区（1地区平均5.2集落）でもエリア設定を提案している。

<知恵 - 2> 山口県M村のある地域の事例 - 水利組合単位 -

水利組合の管理範囲、農地の連担の状況等から3集落で一つ集落協定を締結する予定。これにより共同取組活動分の事業規模を拡大して、農地の有効利用、都市住民との交流事業等新たな地域づくりについて検討している。

<知恵 - 3> 山口県A町のある地域の事例 - 土地改良区単位 -

< - 1 >のある地区では、土地改良区単位の協定締結を目指している。関係集落は16集落に及ぶが、協定の事務手続きや協定の管理に土地改良区が、当該地域では最も適当と判断されたことによる。その際、共同活動費の一部を事務代行経費として徴収する。交付金の活用方法については、総額の1/2は個別農家への配分、残り1/2の共同活動費のうち、一部を事務代行経費及び水路、農道の維持・管理委託費（土地改良区）として使用し、残額を各集落への共同活動経費として配分する案で協議を行っている。尚、各集落の共同活動経費は属人主義での配分を検討中。

<知恵 - 4> 大分県T市のある地域の事例 - 「谷」単位 -

大分県T市のある地域では、直接支払い助成金を、従来からの「谷ごと農場」づくりを推進する手段として捉え、谷単位での7集落を単位として、集落協定を締結（最終的には地区外の1集落を含めた8集落が協定範囲）。

《詳細情報》大分県T市のA地区(大字)では、地域内の7集落を一体化した地域農業の再編が試みられている。それらは「谷ごと農場」と称されており、最終的には集落を超えた地区単位での土地利用調整による一体的・団地的土地利用、そして集落農業法人の設立による担い手の育成を目指している。そうした一連の取り組みの中で、直接支払いの集落協定づくりもこの地区をひとつの単位とする話し合いが始まっている。地域条件から地域内の全農地(約100ha)が急傾斜水田であり、その支払い額は年間2,000万円以上、5年間では1億円を超えることが予想されている。そして、その配分は、支払い金の1/3を対象者(農地耕作者・管理者)に、2/3は地区で「共益金」としてプールすることとなっており、制度が求めるよりも地域内でプールする割合を高くしている点に特徴がある。また、その用途は、今後、地域農業の企画・調整を行う地域マネージャーの人件費の一部としての利用をはじめとして、既に設立された受託組合の農業機械購入費や労賃、農産加工所の建設資金の一部、あるいは都市住民との交流事業等のために活用することが決められている。

<知恵 - 5> 新潟県T町の事例 - 集落単位(集落協定) + 全集落単位(集落間協定) -

新潟県T町では、従来の地域活性化の単位を集落として進めていたことから協定締結の単位はあくまでも集落とするものの、集落を超えた課題や非対象集落への対応を考慮して、全集落単位の協定(集落間協定)を結ぶという重層的な仕組みを構築しつつある。

【詳細情報】「じょんのびの里」の取り組みで著名な新潟県T町では、従来から地域の活性化策は、集落の特徴と独自性(これを現場では「自前力(じまえりょく)」と呼んでいる)を活かすために、集落を基本単位として取り組むことを原則としている。こうした原則を踏まえ、町では、集落協定づくりについても、従来からの集落独自の活動を推進するものとして位置づけ、集落プール金もそれらの活動に活用するよう話し合いを進めている。他方で、対象集落と連担し、また水系としても一体的な非対象集落までも含めた対応も、地域農業の面的維持のためには不可欠であることから、助成金は、個人にその3割を配分し、集落に4割、そして「集落間」(非対象集落も含めた町内全集落 - この結合を「集落間協定」と独自に呼んでいる)に3割を配分することとしている(3・4・3方式)。尚、「集落間協定」によるプール金(年間約2000万円前後と推定される)については、集落代表者等で構成される「活性化推進協議会」で、その用途の基準とルールを策定し、活用する予定である。また、直接支払いの実行は2001年3月頃と予定されているが、T町では、本年8月10日には町の独自財政により、確定支払い額の35%水準の「暫定支払い」を、独自に実施した。これは、いままでの集落レベルの話し合いの積み重ねと集落からの直接支払いへの強い期待により、既に助成金支払いとその活用の機が熟しているとの判断によるものである。

・ 集落協定の継続性をめぐって

【本項のポイント】 - 安心して集落協定に参加しよう -

「高齢者なので5年間耕作ができないかもしれない、集落のみんなに迷惑がかかるから協定には参加できない」「担い手が不足しているので協定が結べない」などの理由で、集落協定の推進が難しいという話をしばしば耳にします。

しかし、そうした状況が最も典型的に進んだ地域だからこそ、< - 1 >の集落では、独自に「保険方式」を考案しました。集落関係者にできる限り多く参画してもらえよう、特に高齢者等に安心して協定への参加してもらいたいとの地域の思いの結晶です。

同じ様なアイデアは、他の地域でも生まれています。その中で< - 2 >の事例は、「保険は『安心料』」として、こうしたシステムの存在自体が意味を持つことを教えてくれています。

また、協定の継続性には、それを実質的に支える集落(地域)役員の継続性が重要となります。「5年間の協定期間と役員任期が合わない」という問題は各地で提起されています。それに対して、目的意識的に役員の配置を徹底した< - 3 >の対応は参考となります。

<知恵 - 1> 山口県S町のある集落の事例 - 耕作放棄保険方式(その1) -

この集落では、耕作放棄が生じた場合に対応するため、個人へ配分された交付金の一部を集落の合意のもとに積み立てておき、万が一、耕作放棄が生じた場合、一時的な自己保全管理によりそれを解消することを計画している。具体的には、初年度の助成金のうち個人配分(助成金の50%、約1万円/10a)は、「今年はなかったもの」として積み立て、耕作放棄をせざるを得なくなった年の個人配分金と合わせた約2万円を、その農地の自己保全管理に経費として充てる。この金額は、トラクターによる浅耕を年間2回、畦畔草刈を年回2回を外部に委託した料金(10a当たり)にほぼ相当することから、当該年の耕作放棄解消は十分可能と考えられている。その翌年以降については、時間をかけて検討し、利用権設定等の措置を考える。

<知恵 - 2> 山口県 Y 市のある集落の事例 - 耕作放棄保険方式 (その2) -

この集落では助成金の 10 %を、作付不能農地の発生に備えた耕作放棄対策費として積み立てる予定(その他は、自治会統一経費 50 %、自己管理経費 20 %とし、管理費として、自治会相互間の連携強化、農地の利用調整等の経費に充てる部分を 20 %)。ただし、このうち耕作放棄対策費(保険)は現実には、それが実行されることはあまりないと地域の人々は考えている。よく言われるように「保険」は「安心料」であり、むしろそのような仕組みがあることで、高齢者でも安心して参加できるようになることが重要だとしている。

<知恵 - 3> 山口県 M 町のある集落の事例 - 役員の任期 -

この町では、集落協定の締結にあたり、役員に集落代表・副代表・書記・会計の 4 役を置き、任期を 2 年とすることとした。また、次期代表は何らかの役につき、継続性を確保することを徹底している。(山口県・福井・行政)

・ 助成金の活用をめぐる

《本項のポイント》 - 集落の求心力を高める取り組みを目指そう -

「集落での話し合い活動」を促進する必要性が各方面から指摘されていますが、地域では、集落の明日を語る場が少なくなってきたのが現実ではないでしょうか。

そうした中で、交付金の一部を、原則として集落等を単位としてプールして使用することとなるこの制度は、お互いの意志疎通が少なくなった集落居住者を、集落営農のための共同機械の購入や、農産加工所の設置等の交付金の使途をめぐる前向きな話し合いの契機となる可能性があります。

その点で、交付金の使途の話し合いは、集落として、いま取り組むべきような重要性の高い課題をとりあげることが大切でしょう。例えばその事例として、単一目的の使途としては、小規模災害対策基金とする< - 1 >や水路改修に利用する< - 7 >が典型的です。また土地利用の転換として、棚田放牧への活用を視野に入れた< - 6 >があります。さらに、鳥獣害に悩む地域では、イノシシ防護策の設置を決めた< - 3 >< - 4 >の取り組みが参考になるでしょう。このうち< - 1 >< - 7 >に共通するように、しばらく助成金をプールし基金としての使途も認められているのは、今回の制度の特徴です。更に、助成金の一部(1%)を町域をカバーする受託組に拠出する< - 10 >の試みは、単に助成金の活用方法としてのみでなく、広域受託組織への集落レベルからの参加の試みとしても注目すべきものでしょう。

また、総合的な使途の事例としては「谷ごと農場」の< - 2 >やかんきつ産地強化の< - 8 >、次世代を担う子供達への活動の支援を含めた< - 9 >が具体的なあり方を教えてくれています。このうち、< - 2 >の試みはその後更に発展しており、その点でも注目されます。また、< - 9 >は、将来の担い手を想定した新しいタイプの活用の仕方であり、「知恵」の奥深さを感じることができます。

それに対して、< - 5 >の事例は、いわゆる「ムラ仕事」への助成金活用をしないよう町が指導している事例です。これは、そうしたことに助成金の使途が一般化すると、万が一助成金が無くなった時に通常の集落活動が維持できなくなる危険性があると指摘するもので、山口県内では他にも同じような事例が見られます。助成金の活用にかかわる、重要なポイントと思われます。

いずれにしても、これらすべての事例に共通することは、助成金の獲得自体が目的ではなく、従来からの集落(地域)の取り組みや課題に直接支払い制度を位置づけそのため結果的に集落の求心力を高めることにつながる可能性がある点が注目されます。

<知恵 - 1> 山口県 S 町のある地域の事例 - 小規模災害対策基金 -

個人へ配布された交付金の一定金額をあらかじめ土地改良区へ拠出し、土地改良施設が小規模な災害を受けた際の復旧費用に充てる。小規模災害は、補助事業の対象とならず、集落にとっては以前からの課題であったという。

<知恵 - 2> 大分県T市のある地域の事例 - 「谷ごと農場」への総合的活用 -

先に< - 4 >で示した大分県T市の地区は、助成金を従来から取り組み「谷ごと農場」の構築のために、下記の表（平成 12 年 9 月現在）のように総合的に活用することを計画している。

支 出 (案)	
直接交付金 7,000,000円 (助成金の1/3)	耕作・農地管理者への交付金 7,000,000円 (10a当たり7,000円)
共益金 14,000,000円 (助成金の2/3)	事務局費 1,500,000円 人件費(事務局長手当) 500,000円 報償費(推進委員手当-10人) 500,000円 事務費(一般事務費) 500,000円 事業費 12,500,000円 耕作放棄解消事業 600,000円 農道補修事業費 600,000円 水路維持改修事業 600,000円 受託組合育成事業 5,000,000円 農産加工所建設及び RC建設負担金 4,200,000円 グリーンツーリズム事業 500,000円 その他事業 1,000,000円
	21,000,000円

《平成12年度事業推進計画(抄)》

1. 谷ごと一農場野菜団地(ピーマン、イチゴなど)の取り組み
2. 花壇コンクールとグリーンツーリズムに連動させた「花きり園」の取り組みによる交流人口増加
3. グリーンツーリズム「緩木森林公園、白水ダム周辺の自然観察会と緩木森林公園祭」
4. 各部会の取り組み(受託組合の拡充、若葉会による加工品商品化の決定、そば部会によるそば粉・生麺開発・・・)
(東京都/大分県・谷口・研究)

<知恵 - 3> 九州北部のある自治体の事例 - 鳥獣害防止対策 -

イノシシ害防護策の設置を各集落の協定書の中で記載する事例が多い。ある集落では、最初3年間、個人配分をなくし、ほぼ全額を防護柵設置に使うことで検討中。
(東京都・橋口・研究)

<知恵 - 4> 広島県H町 - 鳥獣害防止対策 -

イノシシ被害を防止するため、広島県H町のある集落では、交付金を活用して被害防止対策を強化する計画。(広島県・山下・行政)

(参考) 有害鳥獣駆除のための経費(山口県における参考例)

進入防止の防護柵	防護フェンス(1m当たり)	740円
	電気牧柵(ソーラーパネル付・1m当たり)	690円
	トタン板(1m当たり)	650円
駆除作業のための狩猟免許(甲種)取得	免許試験・講習等(-人)	約20,000円
実際の有害鳥獣駆除(捕獲許可が必要)	わな(一基)	約20,000円
	捕獲柵(一基)	約200,000円

<知恵 - 5> 山口県Y町 - 集落における新たな活動へのチャレンジ -

Y町では、集落への交付金の内10～15%を共同取組活動として集落の新たな活動への経費として充てるよう指導している。その理由は、農道除草や水路管理等過去に集落内で各人が申し合わせとして実施してきた活動に交付金を充てると交付金がなくなったときにその活動が維持できなくなるとの懸念があるため、直接支払交付金は、新たな活動資金として各集落に知恵を出してもらおうと考えたものである。また、交付金30～40%は、将来の農道舗装、水路改修等のために積み立てを奨励している。(山口県・三村・行政)

<知恵 - 6> 山口県Y町 - 棚田放牧への取組み -

Y町では、耕作放棄の防止・復旧を目的に、積極的に棚田放牧を推進している。既に、本年2月町内2haの耕作放棄水田に、繁殖牛10頭を放牧しモデル経営を開始した。今後は、地権者との合意形成を行い、農地集積を進め、棚田放牧の拡大を図る予定。(交付金の活用も視野に入れている) (山口県・古賀・行政)

<知恵 - 7> 広島県K町 - 水路の改修 -

広島県K町のある集落では交付金を水路整備に活用する予定。水田地帯のこの集落では、早く(昭和30年代)からほ場整備が行われて。しかし、整備されてから長い年月が経過し、水路が老朽化してしまい稲作に不都合が生じていた。そこでこの交付金を集落で全額充て、水路整備を行おうというもの。(広島県・小野・行政)

<知恵 - 8> 広島県A町 - かんきつ産地の強化を目指して -

広島県A町(島嶼部)のある集落では柑橘の栽培が盛んで、この交付金を活用して、より市場評価の高い品種(デコポンや高糖系みかん)への切り替えや堆きゅう肥施用、栽培講習会などを計画。さらに産直市を設置することによって、産地としての知名度アップとより一層の高付加価値化を目指す予定。(広島県・小野・行政)

<知恵 - 9> 広島県H市のある集落の事例 - 次世代にむらを引き継ぐために -

広島県H市の中にある1つの農事組合法人と7つの農区で構成するこの集落では、農業生産活動への使用ももちろん行う計画であるが、一部を地域興しイベントや子ども会の農業体験学習などのための助成金として使用する予定である。将来の担い手である子供達に農業を知ってもらうことや、コミュニティー活動を通じて地域の繋がりを深めることが大切だと考えているからである。(広島県・小野・行政)

収入・支出 (案)	
直接交付金 13,520,000 円	集落への交付金充当額(100%) (内 訳)
	畦畔管理交付金 3,300,000 円
協定参加農家 131戸	麦・そば栽培交付金 3,000,000 円
対象農用地面積 64.4 ha	農道・水路管理(各農区へ) 2,100,000 円
	農産物直売所整備運営 3,000,000 円
	子供会等助成 500,000 円
	公園維持管理 1,000,000 円
	イベント助成 500,000 円
	協定委員運営費 120,000 円
	合計 13,520,000 円

<知恵 - 10> 愛媛県S町の取組 - 農作業受託組織の強化 -

愛媛県S町では、中核農家や農協職員、役場職員等で農作業受託組織(S町ファームサービス)を結成し、防風林の整備や雑木林の伐採、間伐等を受託している。高齢化の進む中で、この支援組織の充実強化が必要であるとの観点から、各集落協定の直接支払交付金の1%を拠出し、受託組織の管理運営費に充てる予定である。(山口県・山田・行政)

・集落協定における多面的機能の維持増進活動をめぐって

《本項のポイント》 - 快適なむらづくりに交付金を活用しよう -

「多面的機能の維持増進活動について、集落で何に取り組んでいいかわからない」という話をよく聞きます。しかし、現実には難しく考える必要はないと思います。地域の皆さんが、自分たちの生活環境を改善し、住む人にとっても、訪れる人にとっても快適な空間を作ることが「多面的機能の維持増進活動」の基本であろうと思われます。そうした観点から、今まで地域で実践した活動や実践しようとしていた活動を、位置づければ良いものと思われます。それを< - 1 > ~ < - 10 >の事例が、教えてくれています。いずれも日常的活動の延長上にあり、決して無理して取り組んでいるものではないからです。

「出来ることから始める」という原則は、今回の制度でも当てはまります。

<知恵 - 1> 山口県M村のある集落の事例 - 朝市・交流 -

多面的機能増進活動として、集落の朝市横の空き農地を活用し体験農園を開設する。集落の関係者で管理を行い、ルーラル・フェスタ等で都市の参加者を募集する。

<知恵 - 2> 山口県M村のある集落の事例 - 伝統文化 -

集落のシンボルである神楽舞の伝承保存活動として、集落外村外)からも後継者を募集する等新たな取組を行うことによって集落の活性化を図る。

<知恵 - 3> 山口県M村のある集落の事例 - 集落の自治機能基盤 -

集落の総合力を発揮する、農地の利用調整を話し合う場を設けるため、交付金共同の取組活動分をプールして、「集落集会所」を建設する。

<知恵 - 4> 山口県M村のある集落の事例 - イベント -

毎年、集落で行っている「ホタル祭り」の会場整備又はイベント規模を拡大することにより、都市部からの来訪者を増加させる。

<知恵 - 5> 山口県M村のある集落の事例 - 景観形成 -

集落の農道に、5年間かけて順次こぶしを植栽し、「こぶし通り」と名付けて農村の景観形成を図る。

<知恵 - 6> 山口県Y市のある集落の事例 - ピオトープ -

河川の草刈り、清掃をすることで、ホタルの餌となるカワニナを増やし、ホタルが生息できる環境を整える。そして、子供や都市住民にホタルを見に来てもらうことにより、体験学習や交流の場を作りたい。

<知恵 - 7> 山口県Y市のある集落の事例 - 景観形成 -

花いっぱい活動の取組として、早期米の収穫後、県道沿に菜の花を植え、「菜の花畑」を作り、農村景観のすばらしさを体験してもらう。また、併せて、地域のグループにより多彩な企画を行い「春まつり」を実施し、都市住民との交流を深める。

<知恵 - 8> 山口県A町のある集落の事例 - 景観形成 -

多面的機能の増進活動については、町道(対象農用地を横断)沿いに、ツツジを植栽(約1200m)しているので、協定集落で維持・管理を行う。

<知恵 - 9> 山口県H町、S町のある集落の事例 - 景観形成 -

圃場整備に伴い、少なくなる「彼岸花」の球根を掘取り、共同取組活動として圃場の畔に植栽する。

なお、畦畔管理の面からノシバの植栽も検討してはどうかとの意見もあった。(山口県・田村、斉藤・行政)

<知恵 - 10> 山口県Y市 - 景観形成 -

そばを景観形成作物として位置づける予定。(山口県・市町村行政担当者)

・非対象集落・農地をめぐって

〈本項のポイント〉 - 集落・地域の和を保とう -

直接支払制度は、交付金の算定を傾斜農用地面積においています。したがって、傾斜農用地を持たない農家や集落に取っては、交付金が交付されません。こうしたことが、地域内では一種の不公平感を生み、一部の地域では問題となっています。そうした状況に対して、< - 1 >は広域でそれに対応しようとするものです。当然、そこには対象集落の協力は不可欠です。こうした考え方を、町レベルまで拡げたものが、< - 2 >の取り組みです。ここでの「集落間 - 集落 - 個人」(公 - 協 - 私)の区分は、他の地域でも学べる普遍性をもっています。

また、< - 3 >は、この問題に自治体の主体性を究極の姿で発揮している積極的な事例ですが、当該市町村財政が課題となりますが、全国的にもいくつかの事例が生まれ始めています。

尚、< - 4 >は集落構成員である非農家の参加にかかわる制度的工夫ですが、実際の集落運営上の「知恵」も今後収集する必要があるようです。

<知恵 - 1> 山口県A町の推進方策 - 「『交付金非交付集落』の広域での包摂」 -

A 町では、136 集落中 16 集落が、傾斜条件により対象集落からはずれる可能性がある。こうした集落をこの町では、様々な形で支払い対象地域とすることを考えている。その一例として、ある地区では非対象農用地を持つ集落をふくめ、3 ~ 4 集落を一つの協定とするよう取り組みを計画している。

<知恵 - 2> 新潟県T町の事例 - 「3・4・3方式」 -

< - 5 >の新潟県T町では、助成金を「個人：集落：集落間」= 3：4：3で配分することを決めている。ここで、「集落間」とは全集落単位でのプールを意味しており、集落を超える広域的課題への対応に助成金を活用すると同時に、対象とならない集落に不公平感が生まれることへの対処としての意味をも持っている。その具体的な活用方法は、全集落の代表者等で構成される「活性化推進協議会」で一定の基準を決めて、活用することとしている。

<知恵 - 3> 群馬県U村の事例 - 村単事業方式 -

この村では、非対象地域の不公平感を解消するために、耕作の見込みのある全農地(村内農地のほとんどは畑地)が支払いの対象となるように、村の独自負担により補填する。具体的には、すべての農地に、畑地の最高支払い水準である 1.15 万円の支払いを準備している。

<知恵 - 4> 群馬県 - 非農家の協定参加 -

集落協定に農道を共同管理する非農家の参加についての問い合わせがあり、参加可能と回答。協定の様式に独自に氏名等を記載する欄を設ける。

(群馬県・角田・行政)

・集落協定の管理をめくって

《本項のポイント》 - 集落協定の事務はまかせて -

高齢化が進む集落では、集落協定の会計事務を負担と感じるところもあります。そして、それを理由に協定の締結を逡巡している地域も散見されます。

その場合、特に水系的な一体性から土地改良区単位で集落協定を締結するような地域では、< - 1 >のように、その管理負担を土地改良区が代替し、制度の円滑な推進を図ろうとする例がみられます。この他、まだ、ここに書き込める状況ではありませんが、農協がそれに名乗りをあげた地域もあります。

<知恵 - 1> 山口県A町のある集落の事例

集落協定に係る事務（総括会計事務、申請・報告事務）については、土地改良区（今後、協議会を設立し協議会事務局となる予定）が代行する。その際、共同活動費の一部を事務代行経費として徴収する予定。その水準は、助成金総額の約2%と現在のところ話しあっている。

（山口県・福田・行政）

・集落協定締結の推進体制をめくって

《本項のポイント》 - 行政の仕組み革新の新たなチャンス -

直接支払制度を契機として、市町村や関係機関が、政策推進の新たな手法を生み出している例も少なくありません。例えば、関係諸機関の良好な連携を実現した< - 1 >の事例があり、その手法として< - 4 >が注目されます。また、< - 5 >の寸劇による取り組みは、30年ほど前に試みられ手法ですが、そうしたもので「掘り起こし」て活用する普及センターのエネルギーが注目されます。

さらに、地域の代表者の選定を従来の実質的には決まっているようなやり方から、集落からの推進活動を目的として、地区から推薦する方法に転換した< - 2 >の例もあります。これは、この制度への対応を契機として、市町村行政サイドが、集落の主体性こそ今後の農政の推進では重要であるとの認識を深めたからに他なりません。

また、市町村職員が地域住民でもることにあらためて着目した< - 3 >の取り組みは、いままではなかなか見られなかった事例です。

こうした市町村農政や農業関連機関の新たな取り組みは、今回の制度がかつての生産調整導入期に匹敵する制度的インパクトを持っていることを認識し、これを契機に、行政サイドも従来からの行政手法や仕組みを革新していこうとする姿勢を表しています。

あるいは逆に、< - 6 >< - 7 >にあるように、従来の集落営農づくりなどへの取り組みの蓄積の差が、今回の集落協定づくりの差として現れることから、両者を一体化して推進する、行政レベルでのパッケージング（横割り化）が求められます。

<知恵 - 1> 山口県A町の事例 - 全農業関連組織による推進チーム体制 -

中山間地域等直接支払制度の「ねらい」や「しくみ」を集落に徹底し、制度を活用した集落活性化を図るため、136集落を担当するチームを関係機関により13班編制し（1班3名編成：町役場、農協支所、県農林事務所普及部（農業改良普及センター）、農業委員会、町第3セクター職員混合チーム）、「集落ローリング」を展開中。また、地区説明においては、地元農業委員、農協理事、土地改良区役員が同席している。

<知恵 - 2> 山口県Y市の事例 - 集落からの推進活動 -

Y市は、直接支払制度を「構造施策」「担い手施策」「地域施策」等の関連を重視して推進、また、農業委員会、農協等の組織と協議を密にして推進に当たっている。特に、集落協定の推進に関しては、旧村を基本とする単位（地区）において、農業委員、土地改良区役員、各地区農業管理センター（各農協支所）生産調整地区委員等で委員会を構成し、この委員が制度の説明や取りまとめを行う体制を組織しているが、集落と各地区委員会をつなぐキーパーソンを「学識経験者」として1～2集落から1名推薦してもらい、委員会への参画を求め地元の意向を反映した制度推進を図っている。

<知恵 - 3> 山口県A町の事例 - 役場全職員への説明会の開催 -

A町では、「町役場職員も集落に帰れば、集落の一員である」ことから、全集落を対象とする（ - 1参照）本制度については、職員が中心的役割を果たすことが期待されている。そのため、既に本年5月には町役場の全職員を対象にした独自の説明会を開催した。

<知恵 - 4> 山口県A町の事例 - 推進チームによる「活動記録」の共有化 -

< - 1 >で触れたように、A町では集落説明会を町、農協、農林事務所職員等で3人1チームを作り協定推進をしている。その際、関係機関相互の意志疎通を円滑にし、かつ、各集落の反応や制度推進に関する情報の一元化を図るため、関係機関共通の活動記録様式「中山間地域等直接支払制度集落集会等活動記録」を作成し、集会に参加した推進チーム員が、「協議結果」や「残された課題」等を記入することとしている。また、記入後の「記録」は相互にFAX送信する等により、情報の共有化を行っている。また集会を通じて得た集落の特徴を「集落活動状況確認表」に蓄積し、集落協定内容の実現を支援する際の参考資料として活用することを目指している。

<知恵 - 5> 山口県I農林事務所の事例 - 「寸劇」ビデオによる制度の普及啓発 -

山口県I農林事務所普及部（I農業改良普及センター）では、直接支払制度や水田農業経営確立対策等新たな農政施策を地域で役立ててもらおう気運を醸成するために、地区集会の席で、職員による制度を活用した地域活性化の取組についての「寸劇」を作成し披露するとともに、その様子をビデオに収め、他地区への普及推進にも活用している。

<知恵 - 6> 京都府の事例 - 集落営農と集落協定の取組み1 -

京都府では、昭和50年代前半から集落営農の推進（農家組織の育成）にとりくんできたが、集落協定の締結に当たり、農家組織が機能している市町村とそうでない市町村の間に大きな差が出てきている。また、現在、京都府では担い手の関係や農作業受託組織の育成の観点から数集落を単位に「地域農場づくり事業」を進めている。今後、こうした取組を集落協定にどうリンクさせて行くかが課題である。

（京都府・大田・行政）

<知恵 - 7> 京都府の事例 - 集落営農と集落協定の取組み2 -

京都府では1集落当たりの農地面積が小さいことから、数集落単位（小学校、農協の旧支所の範囲程度）に、地域農業の仕組みづくりを進めている。この取組と集落協定とを少しでもリンクしたいと考え、市町村等へ提案してきた。

大部分は集落単位での集落協定であるが、いくつかの市町村、地域で集落の範囲を越えての集落協定が締結でき、またできる見通しである。

平成13年の2月には、集落協定の締結とその実践を通じて、集落機能の強化を目指して、農家のリーダーと一緒に先進的な集落協定の取組についての研究会を開催する予定である。

（京都府・大田・行政）

・ 集落協定の話し合いの中で

《本項のポイント》 - 「何かが変わり始めている」との認識を共通に -

集落協定への話し合いの中をめぐり、行政の担当者から「いままで後ろ向きにばかり考えていたのに、思い切って話し合いを始めたら、違う集落の姿が見えてきた」という声をお聞きすることがあります。 < - 1 > は、集落代表の方が、そのことをズバリ指摘した事例です。地域や農業をめぐる状況が変わり始めたのか、あるいは集落メンバーの意識が変わったのかは、いまのところ判断がつかえません。しかし、「もうムラはだめだ」と決めつけてはいけないうことはこの事例が教えてくれました。こうした事例は、もちろんこれだけではなく、 < - 4 > のように次々と生まれ始めています。このような集落内での話し合いの進展にともなう意識の変化までを含めて、行政や地域マネージャーはしっかりと把握することが求められていると思われます。

また、 < - 2 > の他出あとつぎへの声かけ運動や < - 3 > の入作者による農地保全の呼びかけという新しい動きも、このようになにより話し合いを始めたからこそ出てきたものと思われます。そして、 < - 5 > では、そうした動きが「むらづくり会」の結成へと結実するほどの住民の意識の変化をもたらしていることを伝えています。

やはり、「何かが変わり始めている」のではないのでしょうか。

< - 1 > 山口県Y市の事例 - 集落協定をきっかけとした集落の話し合い活動の復活 -

Y市a集落は、集落構成員のほとんどが60代後半から70代であり、水田の自己保管理が多く、住宅の前の農地も雑草に覆われる状態であった。また、話し合い活動もほとんど行われておらず、年に2～3回程度の会合もたれる程度であったため、農用地の除草等のお願い（農家相互）もなされないままであり、地域の将来に「あきらめ」といった気持ちを持つ者もいた。

今回の制度を集落協定推進委員が、耕作放棄地の解消を各戸に働きかけた結果、農地の雑草を管理する者が現れ、他出していた後継者が戻り作業を手伝う姿も見られるようになった。話し合い活動も復活しつつあり現在、月一回程度の会合を重ね「集落協定」の締結に向けて動いている。

集落協定推進委員の声：「みんなこのままではいけないという気持ちはあったが、話し合うきっかけがなかった。荒れた農地が、きれいになったのを見て、集落の者に元気が出てきた」

< - 2 > 山口県F村の事例 - 集落の他出跡継ぎへの声かけ運動の開始 -

山口県F村b集落は、集落活動が盛んであり、農業機械の共同利用をはじめ、集落の祭りの伝承等を行っていた。しかし、集落の後継者のほとんどが他出している状況である。

集落協定の話し合いの中で、今後の集落活動・営農活動を維持継続するため、近隣市町村で生活している他出跡継ぎ者を中心に集落の構成員が声かけ運動を開始することとした。

（山口県・村井・集落）

< - 3 > 九州北部の自治体の事例 - 入作者が農地保全を呼びかける -

c集落では、高齢化率が高く、協定締結が困難とみられていたが、入作者の一人がせつかくの制度を活用しない手はないということで、集落内の高齢者を説得し、協定締結を推進した。（東京都・橋口・研究）

< - 4 > 山口県Y町の事例 - 耕作放棄田の復旧を検討 -

山口県Y町の集落は、棚田地帯に位置する小規模の集落。近年、高齢化とともに耕作放棄地が増加、もともと「地滑り地帯」であったため、耕作放棄田は、地滑りの増大を招き地域生活上の問題となっていた。それに対して、いままも集落の中で「なんとかしないとイケないのではないか」との思いを持っていたが、現実には何の動きも無いまま至っていた。しかし、この制度とそのため話し合いをきっかけとして集落リーダーの呼びかけにより、試験的に「耕作放棄田の復旧と湛水」を実施する予定。具体的には交付金及び単県事業を活用し、草刈りモーター等の整備を計画。

(山口県・古賀・行政)

< - 5 > 山口県K集落の事例 - むらづくり会の結成 -

K集落は、集落全体としての少しまとまりに欠ける集落であった。しかし、高齢化と若い年代層の不安やいらだちが一気に爆発し、今、生まれ変わろうとしている。集落協定には、K集落に関係のある農家・非農家すべての人に参画し集落全体で取り組み「集落の連帯感や活力を呼び起こし、一致団結してKに活性化を！」をキャッチフレーズにがんばっている。

また、K集落では「Kむらづくり会」を発足させ、これからの集落機能の維持を図るための企画・調整、集落の農業振興を図ることを目的に、いま、さまざまな話し合いが行われている。さらに、K集落全体に農業のことや集落のことなどをアンケートによって調査した。アンケート調査では、集落の現状がわかり、これからの活動に大変参考となった。またこの調査によって、集落の人々の意識が少しずつ変わってきたように感じる。そして、K集落では、来年度より交流イベントを開催していくことになり、その企画に大変盛り上がっている。

私は、集落協定がきっかけで少しずつ変わっていくK集落や人々の顔を見つめながら、改めてK集落に誇りを感じ、まだまだずてたもんじゃないとうれしく思っている。

(山口県・KATACHI・集落)

< - 6 > 山口県I市F集落の事例 - 営農組合の設置 -

F集落は、45戸(協定農用地面積13ha)で協定を締結し、これまで乾燥調整のみを実施していた組織を営農組織に再編し、交付金を100%共同取組活動に充当し、共同利用機械購入のための積み立て等を行うこととしている。

(山口県・I農林事務所)

< - 7 > 山口県N町F協定の事例 - ほたるの保護活動と交流活動の推進 -

F集落は、ホタルの発生地として知られているが、3集落で一つの協定を締結し、河川環境の維持・美化等によるホタルの保護活動と、建設中の体験農園施設と相乗効果を発揮するための交流活動を計画している。

(山口県・I農林事務所)

< - 8 > 山口県H町O協定の事例 - 営農組合の拡充 -

O協定は、5集落で協定を締結し(28ha、67戸)、これまでの営農組合の活動範囲を拡充し、農業機械の共同購入や共同利用を充実するとともに、県道沿いに景観形成作物を栽培し、多面的機能増進活動を推進することとしている。

(山口県・T農林事務所)

< - 9 > 山口県S市U協定の事例 - 営農組合の拡充 -

U協定は、農用地利用改善団体を母体として9集落で地区外からの入作者も含め、一つの協定を締結、今後、交付金を活用した農作業受託等の取組強化を計画している。

(山口県・T農林事務所)

< - 10 > 山口県T町K協定の事例 - 伝承文化の保存活動 -

K協定は、2集落19戸(6.1ha)で協定を締結した。

活動内容は、水路農道の維持管理、景観形成作物の栽培等に加え、300年前から集落に伝承された神楽舞を後生に引き継ぐため、保存会を結成し、後継者の育成、都市との交流を計画している。

(山口県・Y農林事務所)

< - 11 > 山口県H市H協定の事例 - 他出者を巻き込んだ農地保全活動 -

H協定は、離島であるH島で島全体で協定を結んだ事例である。(15ha,10戸)

島民は高齢化が進み、かつ、定期航路のない島であるため、農地保全活動が課題となっていたが、協定において、島外に退出した島出身者と季節農作業を共同で行いながら、草刈・耕耘を行うこととしている。交付金は、100%共同取組費用とし、大半を海上交通確保費用として活用する。

(山口県・H農林事務所)

< - 12 > 山口県A町O集落の事例 - 集落外中核農家への農地の委託 -

O集落は、高齢農家(7戸)のみとなり、耕地の維持管理が困難となってきたため、集落全体で話し合い、他の集落の農家にまとめて農地を貸しており、飼料作物等の栽培によって農地の保全を図っている。集落内の7戸と地区外の1戸の参加で集落協定を締結し、交付金を活用して飼料作物の収穫機械等の整備を行い、共同利用することとしている。

(山口県・H農林事務所)

< - 13 > 山口県A町T協定の事例

- シンクタンク機関として機能する広域複数集落協定 -

16集落で協定を締結したT協定は、各集落毎に集落営農組織を育成するとともに、集落営農組織の活動の充実・強化のための調整・支援などを目指している。

その理由は、「組織営農」の経験の無い農家の場合、広範囲な組織化では、組織からの距離を置いてしまうのではないかと危惧するため。

オペレーター育成を進めるとともに、県農林事務所の協力も得て、農機具所有実態調査や各集落に合った営農活動の形態について、協定役員会で議論を進めている。

16集落をまとめる役員会は、広域協定のメリットを活かして、農業再編のシンクタンクとして、また、ドゥー(Doo)タンクとして動き始めている。

(山口県では、旧村域や市町村域を対象にして、地区の営農全般に係る企画、調整及び集落農業管理組織の補完、調整を行う機関を、「農業管理センター」と称している。この協定は、ミニ「農業管理センター」と言える。)

< - 14 > 山口県A町KN協定の事例

- 隣接集落との情報交換を通じて共同機械の導入を検討 -

KN協定は、出入作が多く圃場の境界を定めることが難しかったことなどから、町などの提案を受けて近隣の3集落で協定を結んでいる。

3集落では1集落のみが3~4年前からオペレーター方式で田植えを行っているが、役員会などで他地区の情報が入りやすくなったこともあって、残り2集落でも共同機械(田植機)の導入の話題が出てくるようになった。

H14からは圃場整備に取り組むことから、将来を考えて、現有機械は更新しないようにするとともに、田植機等の購入が検討されている。(一部積立として繰り越し。)

共同取組経費は所属する集落毎に区分して使用する計画であるが、将来的には3集落の一体的な営農活動が期待されている。

< - 15 > 山口県S町T協定の事例

- 話し合いを重ねて集落営農を開始、JA等とも連携 -

T集落では、水田の管理委託を受けた農家自体も高齢化してきていることから、将来の農地管理に対する不安を多くの人が抱えていた。

T集落はこれまでは特に目立つ活動はなかったが、町農業管理センター職員（JA職員）を中心とする関係機関からの営農活動に対する提案もあり、集落協定の話し合いを重ねた結果、集落営農（共同での大豆栽培）に取り組むこととなった。

制度を通じた話し合いや、関係機関による支援が新たな取り組みを発掘したものである。

大豆栽培では圃場を団地化したうえで共同管理を行うとともに、収穫などの機械作業はJAに委託しており、話し合い活動と営農活動の両面で関係機関との連携のもと活動が展開されている。

< - 16 > 山口県A村I集落の事例

- 共同機械の格納庫整備をきっかけに法人化、適材適所で手続きは独自に完了 -

I集落は、協定農家数32（うち他集落農家7）、協定面積20ha。共同機械による農作業の共同化を進める計画だが、格納庫整備をきっかけに法人化（1号）に踏み切った。

代表者（理事長）によると、整備する格納庫の権利関係をはっきりさせるために、早めに法人化したとか。

今後も、農作業の共同化や3セク受託会社との連携など、地域の活性化に向けて意欲は高い。

法人化にあたっては、集落内の人材の能力を活かして農家が独自に手続きを行っている。

兼業農家が中心の農村では、多様な人材の能力を適材適所で活かすことが大切なようである。

< - 17 > 山口県M村O集落の事例

- 営農組合を法人化、営農と地域づくり活動を一体的に取り組む -

O集落では、集落協定の話し合いを契機に、イノシシ牧場の運営や近隣4集落と協力して野菜の直売活動への取組を始めた。イノシシ肉は直売場で販売している。

これらの取組は、平成7年の圃場整備をきっかけに設立された営農組合の存在が大きい。

営農組合は収穫調整などの共同作業を行っていたが、高齢化が進む中で、営農だけでなく地域づくり活動や女性・高齢者の能力発揮の場づくりが必要と多くの人考えるようになり、話題にものぼっていた。

この営農組合も平成13年12月に農事組合法人となり、利用権を設定して水稻等の経営を行う他に、野菜等の直売活動、イノシシ牧場の運営を行う。また、村の加工施設で、加工事業にも取り組む計画。

継続した活動や話し合いを通じて、営農活動とともに地域づくり活動が展開されている。